

1・2年生保護者様
(新規申請者)

前橋育英高等学校事務室

高等学校等就学支援金について

初夏の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また日頃から本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて標記の件につきまして、令和4年度の課税額が申請要件に該当するようになった場合は、新たに申請を行うことで7月以降の支給を受けることができます。

つきましては**別紙1**にて申請要件をご確認のうえ、申請手続きをされますようお願いいたします。

【1】申請方法

次の①～③を**6月30日(木)**までに行ってください。



(ログインQRコード)

- ① e-Shien システム (<https://www.e-shien.mext.go.jp/>) にアクセスし、配付された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、ログインしてください。(マニュアル P.2)
- ② マニュアルに従い意向登録および認定申請にて、必要事項を入力し、システム上で提出(申請)を行ってください。

※注意 「収入状況提出方法」の項目については必ずマニュアルを参照してください

- ③ 学校から配付された『**個人番号カード(写)等貼付台紙**』を同封の封筒に入れて事務室まで持参、または簡易書留にて郵送してください。

※郵送の場合は裏面「3. マイナンバー提出時の本人確認書類について」を参照

【申請には個人番号カードの写しが必要】

- 「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、個人番号カード(裏面)、又は通知カード(記載事項に変更がない場合のみ使用可。)、又はマイナンバーが記載された住民票など、個人番号が確認できる書類の貼付が必要となります。親権者全員分の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類が必要です。

注) 住民票を取り寄せる場合、親権者のみ記載のある住民票にしてください。また、その場合個人番号カード(写)等貼付台紙には貼らずに提出してください。

【2】支給額

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税調整控除額 (年収目安)	支給額(年額上限)
生活保護世帯・154,500円未満世帯(年収590万未満)	396,000円【月額33,000円】
304,200円未満世帯(年収910万未満)	118,800円【月額9,900円】

裏面へ続く

【3】マイナンバー提出時の本人確認書類について

就学支援金の手続きを郵送で行う際には、別途本人確認書類を同封していただく必要があります。

必要な確認書類は次のとおりです。（いずれか1つ）

- ① 生徒持参・・・不要（学校で生徒が在籍していることが確認できているため）
- ② 保護者持参・・・マイナンバーカード（写真付き）・運転免許証・パスポート等
- ③ 郵送・・・マイナンバーカード（写真付き）・運転免許証・パスポート等の写し

※ マイナンバーカード（写真付き）・運転免許証・パスポート等以外の場合は 健康保険の被保険者証・年金手帳等の2つ以上の書類をご用意ください。

※ 本人確認書類の写しは、確認後本校にて責任をもって処分いたします。

【4】支給方法について

就学支援金は国から学校に支払われます。本校では、保護者の方に一旦授業料を全額納めていただき、後日就学支援金相当額を返金しております。県から高校への交付は年4回（3ヶ月単位）に実施されていますが、県の交付時期にずれが生じる場合もありますので、保護者への振り込みは各処理が確定次第追ってお知らせいたします。

【5】その他

再婚・離婚等で保護者の状況に変更が生じた場合には、速やかに学校へ届け出るようお願いいたします。

提出先・お問い合わせ先

〒371-0832 群馬県前橋市朝日が丘町 13 番地
前橋育英高等学校 就学支援金担当 宛